

日本型直接支払推進交付金実施要綱

制定 平成28年4月1日27農振第2218号
農林水産事務次官依命通知

第1 趣旨

多面的機能支払交付金（以下「多面交付金」という。）、中山間地域等直接支払交付金（以下「中山間交付金」という。）及び環境保全型農業直接支払交付金（以下「環境交付金」という。）が広く国民の理解を得て、農業・農村の有する国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を確保していくという各交付金の目的を達成するためには、①各交付金が効率的に推進されること、②国と地方公共団体が緊密な連携の下に行われること、③中立的な第三者機関による実行状況の点検、施策の効果の評価等を行い、これに基づき効果的に事業を実施していくこと等が重要である。

日本型直接支払推進交付金（以下「推進交付金」という。）は、このような観点から、多面交付金、中山間交付金及び環境交付金の適正かつ円滑な実施の促進に資するものである。

第2 事業の種類

推進交付金の助成対象となる事業は、以下のとおりとする。

- 1 別紙1に定める多面交付金に係る推進事業
- 2 別紙2に定める中山間交付金に係る推進事業
- 3 別紙3に定める環境交付金に係る推進事業

第3 事業の実施

1 事業の実施主体

第2に掲げる推進事業は、都道府県、市町村及び多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下「多面交付金実施要綱」という。）別紙4に定める推進組織（以下「推進組織」という。）が実施する（以下、都道府県が実施する推進事業を「都道府県推進事業」、市町村が実施する推進事業を「市町村推進事業」、推進組織が実施する推進事業を「推進組織推進事業」という。）。

2 都道府県推進事業

都道府県知事は、都道府県推進事業を実施しようとするときは、生産局長及び農村振興局長が別に定めるところにより、日本型直接支払推進交付金都道府県推進事業実施計画を作成し、地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。

3 市町村推進事業

市町村長は、市町村推進事業を実施しようとするときは、生産局長及び農村振興局長が別に定めるところにより、日本型直接支払推進交付金市町村推進事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

4 推進組織推進事業

推進組織の長は、推進組織推進事業を実施しようとするときは、生産局長及び農村振興局長が別に定めるところにより、日本型直接支払推進交付金推進組織推進事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。なお、推進組織推進事業を実施する推進組織は、別紙4に基づき、都道府県知事の承認を得るものとする。

第4 国の助成措置

- 1 国は、毎年度、予算の範囲内において、第2に掲げる事業の実施に必要な経費に充てるため、都道府県知事に対し推進交付金を交付する。
- 2 都道府県知事は、国から交付を受けた額のうち、市町村推進事業及び推進組織推進事業に係る額を市町村長及び推進組織の長に対し交付するものとする。
- 3 第2の1に掲げる多面交付金に係る推進事業の実施に必要な経費に限り、市町村長は、都道府県知事から交付を受けた額のうち、推進組織推進事業に係る額を推進組織の長に交付することができるものとする。

第5 事業の実績報告

- 1 都道府県知事は、毎年度、生産局長及び農村振興局長が別に定めるところにより、推進事業の実績を実施年度の翌年度の5月末日までに、地方農政局長等に報告するものとする。
- 2 市町村長及び推進組織の長は、毎年度、生産局長及び農村振興局長が別に定めるところにより、推進事業の実績を実施年度の翌年度の都道府県知事が定める日までに、都道府県知事に報告するものとする。

第6 その他

- 1 都道府県は、都道府県推進事業を実施するに当たっては、第2に掲げる推進事業が相互に連携して効率的に行われるよう努めるものとする。
- 2 都道府県は、市町村及び推進組織に対し、市町村推進事業及び推進組織推進事業が効率的に行われるよう配慮するものとする。
- 3 推進交付金の実施に関し必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、生産局長及び農村振興局長が別に定めることとする。

附則

- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 この通知の施行に伴い、中山間地域等直接支払推進交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第137号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。
- 3 この通知による廃止前の中山間地域等直接支払推進交付金実施要領の規定に基づき交付した中山間地域等直接支払推進交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。
- 4 多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙4に基づき、平成27年度までに都道府県に承認された推進組織は、この要綱別紙4に基づき承認されたものとみなす。